

○電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 75 号）新旧対照表

（下線部は変更箇所を示す。）

改 正 案	現 行
別紙 2 電気通信番号指定基準 本指定基準は、番号規則第 16 条に示す電気通信番号の指定に適用する。 需要の見込み及び必要とする電気通信番号の数は、次の算出方法により算出したものであること。ただし、初めて申請を行う事業者<u>の場合、電気通信役務の提供に関する特別な需要に基づく申請を行う事業者の場合</u>等、この算出方法によることが困難な場合は、この限りでない。 1 （略） <u>2 番号規則第 9 条第 1 項第 3 号^注</u> <u>(1) 需要の見込み＝（使用している電気通信番号の数＋需要の増加見込み）÷使用率</u> <u>需要の増加見込み＝直近 3 ヶ月間の加入者と契約している番号の増加数÷3 ヶ月×13 ヶ月</u> <u>使用率＝0.85</u>	別紙 2 電気通信番号指定基準 本指定基準は、番号規則第 16 条に示す電気通信番号の指定に適用する。 需要の見込み及び必要とする電気通信番号の数は、次の算出方法により算出したものであること。ただし、初めて申請を行う事業者等、この算出方法によることが困難な場合は、この限りでない。 1 （略） <u>2 番号規則第 9 条第 1 項第 3 号^{注 1}</u> <u>(1) 需要の見込み＝（使用している電気通信番号の数＋需要の増加見込み）÷使用率</u> <u>需要の増加見込み＝直近 3 ヶ月間の加入者と契約している番号の増加数÷3 ヶ月×13 ヶ月×増加係数</u> <u>増加係数^{注 2}＝（前月の加入者と契約している番号の数－前々月の加入者と契約している番号の数）÷（前々月の加入者と契約している番号の数－3 ヶ月前の加入者と契約している番号の数）</u> <u>使用率＝0.85</u>

(2) <u>新たに必要な電気通信番号の数＝（需要の見込み－指定済み電気通信番号の数×１０万）÷１０万</u> <u>注 電気通信番号の指定は、当該指定を受けようとする電気通信事業者が現に指定を受けている電気通信番号のうち、７５％以上のものを使用している場合に限り行うものとする。</u> 3 (略)	(2) <u>新たに必要な電気通信番号の数＝（需要の見込み－指定済み電気通信番号の数×１０万）÷１０万</u> <u>注１ 電気通信番号の指定は、当該指定を受けようとする電気通信事業者が現に指定を受けている電気通信番号のうち、７０％以上のものを使用している場合に限り行うものとする。</u> <u>注２ 増加係数が１未満の場合には１を、３を超える場合には３を適用する。ただし、「前々月の加入者と契約している番号の数－３ヶ月前の加入者と契約している番号の数」が０の場合には１を適用する。</u> 3 (略)
---	--